

「役員校活動費」運用内規

2008年度第1回常任幹事会 2008年4月11日承認
2014年度第2回東西合同役員会 2015年3月6日承認
2016年度第2回常任幹事会 2016年12月2日承認
2016年度第2回東西合同役員会 2017年3月3日承認

1. 目的

役員校活動にかかわる経費（会長校事務局員、交通費・宿泊費等）の補助を目的とし、「役員校活動費」を設ける。

2. 財源

本協会一般会計の財源の一部を「役員校活動費」に配分する。予算額は、会長校事務局員補助で1,000千円、交通費・宿泊費等補助で2,000千円とする。

3. 交付について

(a) 会長校事務局員補助

会長校 1,000千円

(b) 交通費・宿泊費等補助

会長校 600千円

東西部会長校 各400千円

東西監事校 各300千円

4. 執行

「役員校活動費」の交付をうけた役員校は、その収支を金銭出納帳に記載し、領収書または銀行振込依頼書等根拠証憑となるものを必ず添付し、適切な執行・管理を行うこととする。期末には、未執行額の精算を行い、金銭出納帳ならびに関係証憑を会長校に提出する。提出書類は、会長校の確認後、東西監事校の監査を受けるものとする。

5. 使用用途

- (1) 使用については、3の(a)は、会長校事務局員をおく場合の補助とする。3の(b)は、役員校（会長校、部会長、監事校）として出席した会議、行事等の出張経費用とし、派遣している委員会委員の出張費等は対象外とする。
- (2) 3の(a)は、会長校の学校法人が協会会務処理のため事務局員を新たに直接雇用または業務委託した場合を対象とする。学校法人等の支払証憑に基づき、予算額を限度として実支出額とする。

- (3) 3の(b)は、交通費・宿泊費のみを対象とする。
- (4) 3の(b)における役員校として出席する会議、行事等は、以下のものを主とする。
- 1) 総会
 - 2) 東西合同役員会
 - 3) 各地区部会総会
 - 4) 各地区部会役員会
 - 5) 常任幹事会
 - 6) 国公立大学図書館協力委員会及び関連委員会
 - 7) 日本図書館協会関連会議
- (5) 業者への支払い、精算時の未執行金戻入に伴う振込手数料については、「役員校活動費」から執行できるものとする。

附則

本改正内規は、2017年4月1日から適用する。

以 上